

生駒市規則第3号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

生駒市長 山下 真

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年11月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第4号ア中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改め、同表第3項第2号ア中「の高等部」を「（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）」に改め、同表第4項ア中「の中学部」を「（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。